

令和3年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年4月26日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 11名

1 番 北濱 陽子

6 番 坂下 正幸

11 番 田上 正男

2 番 池端 共栄

(欠席)

12 番 安 津 久 人

(欠席)

8 番 谷内 吉夫

(欠席)

4 番 奥堂 敏春

9 番 山本 秀夫

14 番 新澤 晟

5 番 山本 恒雄

10 番 森谷 正美

(欠席)

(2) 欠席委員

3 番 谷内 誠一

7 番 石倉 稔

13 番 田中 喜義

15 番 山崎 覺治

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一郎

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第10号 農地法第4条の規定による申請について

(3) 議案第11号 農用地利用集積計画について

(3) 議案第12号 非農地証明願について

7 報告事項

(1) 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 10

事務局長	本日は4名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、11名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思 います。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号12番 安 津久人 委員及び 議席番号14番 新澤 晟 委 員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第9号】の農地法第3条第1項の規定 による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第9号の農地法第3条第1項 の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2件です。 【議案第9号所有権移転、1番・2番を議案書をもとに朗読】

議 長	<p>合計 28 筆 8,564.91 m²で内訳は田が 7,702 m²、畑が 862.91 m²です。 いずれも農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
事 務 局	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 3 番 谷内誠一は本日ご欠席ですが、事前にご意見をいただいておりますので事務局より報告願います。</p>
議 長	<p>先日 2 3 日に非農地証明申請の現地確認を行った際、谷内委員よりご意見をいただいておりますのでご報告いたします。所有者は岐阜県在住 で、自分では耕作が出来ないので、近辺に住む姉に譲り渡す者です。申請者は譲り受けた後も責任を持って管理していくとのことであり、所有者が変わって周辺への悪影響はないと考えるとのことです。</p>
安 委 員	<p>次に、申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 1 2 番 安 津久人委員よりご意見願います。</p>
議 長	<p>先日 2 3 日に現地確認を行いました。申請地はホテルより少々入ったところにある農地です。譲渡人に話を聞いたところ、数年は耕作ができていない農地であるので、今後耕作してもらうため譲り渡したとのことです。周辺には影響はないと考えられますのでよろしく願いいたします。</p>
各 委 員	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
議 長	<p>(意見・質疑なし)</p>
各 委 員	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 9 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第9号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第10号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案書7ページをご覧ください。議案第10号の農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は1件です。</p> <p>【議案第10号、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計1筆192㎡で、内訳は田が192㎡です。目的は自己住宅の建設です。申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地です。集落に接続して住宅を建設することが目的であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員 輪島6番 東</p>
東 委員	<p>一朗（ひがし いちろう）委員よりご意見願います。</p> <p>23日に現地を確認しました。今回の転用の目的は自己住宅の建設で、約57坪ほどです。周囲を見渡すと生産性の低い農地であり、集落の接続値であります。今回の住宅建設に伴う悪影響は無いものと考えております。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>（意見・質疑なし）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第10号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第10号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第11号】農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案書10ページから14ページをご覧ください。議案第7号の利用権設定各筆明細です。今月は機構への貸付分が17件、その他が1件です。</p> <p>【議案第11号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】</p> <p>機構への貸付分は合計37筆23,873㎡、期間は10年以上で水稲です。その他のものは合計5筆3,671㎡、期間は3年未満、畑で作物は野菜です。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>これより質疑を許します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>各 委 員</p>	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第11号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって【議案第11号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第12号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。議案第12号の非農地願承認に</p>

事務局	<p>ついてです。今月は2件です。</p>
議長	<p>【議案第12号、1番・2番を議案書をもとに説明】</p> <p>以上、3筆418㎡で内訳は田が46㎡、その他が372㎡です。</p> <p>なお、1番については、戦前より農地の一部が宅地として使用されていたとのことですが、現時点では当時のいきさつが不明になっております。現在公図と照らし合わせたところ、現在の境界と食い違いが生じているため、宅地部分を分筆のうえ非農地証明申請するものです。</p> <p>また、2番についても、戦前より宅地として使用されていた土地と、</p>
安委員	<p>2a未満の自己所有地に農作業小屋を建設して使用していたものです。</p> <p>いずれも農地性が無く、農地法制定以前から農地以外の用途に使用されていたものとして非農地の対象として差し支えないものと考えます。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番について、地区担当委員 議席番号12番 安津久人委員からご意見願います。</p>
事務局	<p>去る23日に会長さん以下委員、事務局ともに現地確認して参りました。申請地は昭和の初めから宅地として使用されていたものであり、そのまま現在に至っております。今回道路の改良工事に伴ってその事実が判明しましたので、非農地証明申請したものであります。周辺もほぼ宅地であり問題ないものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について、地区担当委員 議席番号3番 谷内誠一委員からのご意見を事務局より報告願います。</p>
各委員	<p>23日に現地確認をした折、谷内委員からご意見をいただいております。長らく宅地として、また農作業用施設用地として使用されているものであり、周辺にも今更影響を及ぼす農地もありませんので、問題ないと考えるところです。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第12号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
事務局	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって【議案第12号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第6号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
議長	議案書20ページをお開きください。報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は5件です。
各委員	【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】
議長	合計 107 筆 16,009.20 m ² です。内訳は田が 3,660.57 m ² 、畑が 12,348.63 m ² です。以上です。 それではこれより質疑を許します。 (意見・質疑なし) 質疑がないようですので【報告第6号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第4回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。